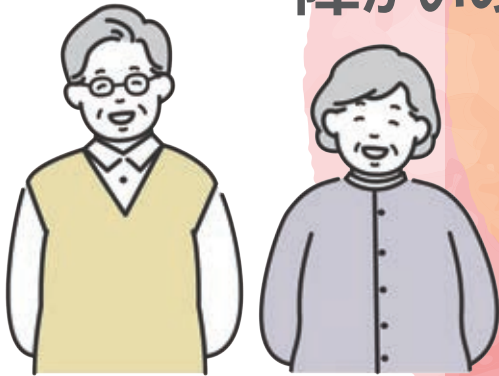


今から備える 障がいのある人の「親なき後」

ID 1043705



本市では、障がいのある人の「親なき後」への備えに向けて、4月から「親なき後相談窓口」を設置しています。

将来にわたって住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、親などが元気なうちに将来のことを考え、準備していくことが大切です。

障がい福祉課 ☎(632)2366

「親なき後」とは、障がいのある人の親などが、高齢化や病気などで万が一支援できない状況になってしまった時、日常のさまざまな問題に直面してしまうことです。

このようなことで悩んでいませんか

- ▼ お金の管理ができるか不安。
- ▼ 今の家に子ども1人で暮らしていけるか不安。支援を受けながら暮らすことができないか。
- ▼ 障がいの特性に合った仕事を探して収入を得ることはできるか。
- ▼ 買い物など、日常の生活のサポートは受けられるか。



気軽にご相談ください

- ▼ 契約の手伝いやお金の管理をする制度や相談窓口があります。
- ▼ 就職の相談や紹介を行う機関があります。
- ▼ グループホームなど、さまざまな暮らしの場があります。
- ▼ 日常のさまざまな場面で、障がいのある人をサポートするサービスがあります。



本市では、障がいのある人の将来について、親などが抱える不安や悩みを解消するため、今からできる必要な準備や各種支援事業、障がい福祉サービスなどを案内する他、さまざまな取り組みを実施しています。

まずは、気軽に「親なき後相談窓口」でご相談ください。

■ 親なき後相談窓口

- ▼ 時間 午前8時30分～午後5時15分。
- ▼ 会場 障がい福祉課（市役所1階）。
- ▼ 受付方法 直接または電話、Eメールで、障がい福祉課 ☎(632)2366、✉ u1904@city.utsunomiya.tochigi.jpへ。



障がいのある人の「親なき後」に関する弁護士個別相談会

障がいのある人の「親なき後」に向けて、相続や財産管理などに関する無料の相談会を実施します。

- ▼ 日時 7月8日（水）午前9時～午後0時10分。
- ▼ 会場 市役所15階A会議室。
- ▼ 対象 市内在住で障がいのある人の家族。

- ▼ 定員 先着4組。
- ▼ 申込開始 6月30日。
- ▼ 申込方法 障がい福祉課に置いてある申込書（市庁からも取り出し可）に必要事項を書き、直接または送付・Eメールで、障がい福祉課 ☎(632)2366、FAX(636)0398、✉ u1904@city.utsunomiya.tochigi.jpへ。